

飼ったなら めんどうなやつ 最後まで



9月は動物愛護月間です

飼い主の ルールとマナー

1 犬の登録と狂犬病予防注射を受けましょう

生後3カ月以上のすべての犬に「登録」と「狂犬病予防注射」が法律で義務付けられています。

新しく犬を飼い始めた場合や、飼い犬の狂犬病予防注射を実施した場合は、役場で登録や注射済票の発行の手続きをしてください。

「登録」は生涯に1回です。「狂犬病予防注射」は毎年1回です。必ず実施してください。

また、登録していた飼い犬が死んでしまったときや住所、飼い主に変更があったときは、建設環境課まで連絡してください。

2 犬はつないで飼育しましょう

犬の放し飼いは、県条例で禁止されています。

犬を放し飼いにすると、農作物を荒らしたり、他人の敷地に入っていたずらをしたり、最悪の場合には、咬傷事故の

可能性もあります。散歩をする時も、リードにつないで散歩するようにしましょう。

また、茨城県内では、秋田犬、土佐犬、紀州犬、ジャーマンシェパード、ドーベルマン、グレートデーン、セントバーナード、アメリカンピットブルテリアの8種類（このほか特に大型の犬も含む。）を「特定犬」に指定して、おりの中の飼育を義務付けています。

3 環境美化に努めましょう

ペットのフンの後始末は飼い主の義務です。

散歩の途中でフンをした場合は、必ずビニール袋などに入れ持ち帰り、公共の場所（道路・公園など）や他人の土地、建物を汚さないようにしましょう。

また、飼育場所の周辺は常に清潔にして、ハエや悪臭の発生を防ぎましょう。

4 立派にしつけをして愛されるペットにしましょう

犬の放し飼いや鳴き声による騒音、排泄物による苦情と

いったペットによる苦情相談が後を絶ちません。

これらの多くは、飼い主による飼育や管理、しつけによって改善することができます。飼い主の努力で近所からも愛されるペットにしてあげましょう。

5 飼い主がわかるようにしましょう

迷子をなくすために、飼っているペットには名札や標識などをつけて、飼い主が誰でもあるかわかるようにしましょう。

特に、犬には注射済票をつけましょう。

6 動物を飼うときは、責任を持つ最後まで飼育しましょう

動物を飼うときは、習性をよく理解し、最後まで責任を持って飼育しましょう。

動物をみだりに虐待または遺棄した者には、最高1年以下の懲役または100万円以下の罰金に処せられます。

お問い合わせ

建設環境課 生活環境G

☎(84)3618 (直通)